

4 障害者等が安心して暮らせる地域社会づくり

事業名	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業
-----	--------------------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

継続（平成27年度）

1 目的

障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを推進する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	県	障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを推進する。	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	千円 10,037	千円 10,037	千円 8,071	% 124.4	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	①相談員（3名） ②県障害者差別解消支援協議会 ③普及・啓発	①相談員（3名） ②県障害者差別解消支援協議会 ③説明会 ④普及・啓発	①条例検討委員会 ②意見交換会

事業名	地域こども療育支援体制整備促進事業
-----	-------------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

継続（平成26年度）

1 目 的

障害児やその保護者が身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けることができるよう、市町村等による体制整備に向けた取組を支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①発達障害児の早期気づき・早期支援のための研修会	県	発達障害が疑われる子どもが、身近な地域で安心して早期に相談や支援を受けられるよう、各地域において早期発見や保護者支援に十分留意した健康診査、継続的な相談対応、親子教室等や診断前支援の充実、アセスメントの的確な実施など、市町村及び関係機関等の職員のスキルアップ研修（講義及び現場研修）を行う。	国 1/2 県 1/2
②発達障害者支援体制整備検討委員会	県	発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた支援体制（地域療育支援体制を含む。）を検討する。	国 1/2 県 1/2
③支援体制サポート事業（既存事業）	県	市町村における支援体制状況調査（H22実施）の結果を分析・評価し、支援体制の構築が進んでいない市町村を中心に、市町村サポートコーチ（療育支援対策監）が出向き、ネットワークの構築等に関して必要な助言・指導を重点的に行う。	国 1/2 県 1/2
④地域療育支援体制づくり（既存事業）	県	地域における療育支援体制の充実を図るため、市町村、保健所、保育所・幼稚園、学校、障害児等療育支援施設など地域の関係機関が連携したネットワークを構築するため、必要な助言・指導を行う。	国 1/2 県 1/2
⑤個別支援（既存事業）	県	地域の療育関係機関（障害児通所支援事業所、幼稚園・保育所等）で開催されるケース検討会議等に出向き、処遇困難ケースに係る支援方針を検討するなど個別に具体的な支援を行う。	国 1/2 県 1/2
⑥障害児通所支援事業所による地域支援の促進	市町村	市町村が、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターへの移行を目指す児童発達支援事業所に対し、地域療育支援体制の構築に向けた取組を行うなどの地域支援に係る経費を助成する場合、その経費の一部を県が補助する。	県 1/2 市町村1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
地域こども療育支援体制整備 促進事業	千円 8,750	千円 8,750	千円 10,640	% 82.2	

4 26年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
①発達障害児の早期気づき・ 早期支援のための研修会	①講義 3会場 実地研修 1会場 意見交換会 1会場	①講義 3会場 実地研修 1会場 意見交換会 1会場	① -
②発達障害者支援体制整備検 討委員会	②開催回数 2回	②開催回数 1回	② -
③支援体制サポート事業	③対象地区：徳之島 沖永良部	③対象地区：屋久島 徳之島	③対象地区：屋久島 徳之島
④地域療育支援体制づくり	④地域療育支援体制 づくり - 回	④地域療育支援体制 づくり 117回 (平成26年12月末現在)	④地域療育支援体制 づくり 187回
⑤個別支援	⑤保育所等で開催され るケース検討会議等 へのセンター職員の 派遣 一回	⑤保育所等で開催され るケース検討会議等 へのセンター職員の 派遣 113回 (平成26年12月末現在)	⑤保育所等で開催され るケース検討会議等 へのセンター職員の 派遣 182回
⑥障害児通所支援事業所によ る地域支援の促進	⑥4市町村	⑥4市町村	⑥ -

事業名	こども総合療育センター運営事業
-----	-----------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

継続（平成22年度）

1 目 的

障害児全般にわたる総合相談窓口を備え、発達障害児，知的障害児及び肢体不自由児を対象に外来による診療・療育等を行う「こども総合療育センター」を運営する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
こども総合療育センター維持管理事業	県	光熱水費，清掃委託等各種業務委託等	県 10/10
こども総合療育センター事業	県	(1) 相談支援 ・障害児全般にわたる総合相談窓口を設置し，保護者や地域からの様々な相談に対して助言・指導及び情報提供を行う。 (2) 診療・療育 ・発達障害児等を対象に，医師による診療をはじめ，心理士によるカウンセリング，作業療法士による日常生活動作訓練など，心身の発達に応じた様々な専門療育を行う。 (3) 巡回療育相談 ・来所が困難な離島や遠隔地の障害児を主な対象に地域に出向いて療育指導等を行う。 (4) 試薬品の製造承認のための臨床試験（治験）受託事業 ・当センターが受託する製薬会社の試薬品の投与試験を実施し，その効果測定を実施する。	県 10/10

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
発達障害者支援センター事業	県	(1) 幼児期・学童期支援者研修 ・幼児期・学童期の発達障害児にかかわる支援者に対して研修を行う。 (2) 発達障害地域支援専門員養成講座 ・地域において発達障害に関する相談・支援に従事する職員の専門性を高めるとともに、住民に身近な地域で発達障害に関する普及啓発・人材育成に関してスーパーバイズできる人材を養成する。 (3) ペアレントメンター事業 ・発達障害児を育てた経験のある親に身近な相談相手になってもらうペアレントメンターの養成及びペアレントメンターによる親支援を行う。 (4) こども総合療育センター(発達障害者支援センター)連絡協議会 ・発達障害をはじめとする障害児及び発達障害者やその家族に対する総合的な支援のあり方や関係機関及び関係施設との連携等について協議を行う。	国 1/2 県 1/2
障害児等療育支援事業	県 (社会福祉法人等に委託して実施)	地域で障害児等に関する事業を実施する社会福祉法人等(県内9法人)に委託し、在宅障害児に対する訪問療育や、保育所等の職員に対する療育技術の指導などを行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
こども総合療育センター運営事業	千円 99,369	千円 99,369	千円 99,455	% 99.9	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
障害児等療育支援事業	(1) 在宅支援訪問療育指導事業 2,333件 (2) 在宅支援外来療育指導事業 194件 (3) 施設支援一般指導事業 899件 (4) 施設支援専門指導事業 2件 (5) 在宅支援専門指導事業 13件 (6) 療育支援体制連携強化事業 こども総合療育センターと支援施設との連絡会の開催 6回	(1) 在宅支援訪問療育指導事業 1,746件 (2) 在宅支援外来療育指導事業 88件 (3) 施設支援一般指導事業 644件 (4) 施設支援専門指導事業 0件 (5) 在宅支援専門療育指導事業 3件 (6) 療育支援体制連携強化事業 こども総合療育センターと支援施設との連絡会の開催 4回 ※ 件数, 回数は平成 26年12月末現在	(1) 在宅支援訪問療育指導事業 2,156件 (2) 在宅支援外来療育指導事業 140件 (3) 施設支援一般指導事業 799件 (4) 施設支援専門指導事業 0件 (5) 在宅支援専門療育指導事業 14件 (6) 療育支援体制連携強化事業 こども総合療育センターと支援施設との連絡会の開催 6回

事業名	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業
-----	------------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続（平成 25 年度）

1 目 的

難聴児にとって、その聴覚機能をカバーする補聴器は、日常生活における言語獲得、音声・言語機能や意思伝達的能力、コミュニケーション能力等の向上に大いに寄与するものである。

また、障害のある子どもに対しては、障害に気づいたときから、生活や学習上の困難を改善するとともに、将来の自立や社会参加に向けた知識技能の習得を可能にする支援も必要である。

このため、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 才未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成し、もって難聴児の福祉の増進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	市町村	身体障害者手帳の交付対象とならない 18 才未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成し、もって難聴児の福祉の増進を図る。	県 1/3 市町村 1/3 利用者 1/3

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	千円 2,284	千円 2,284	千円 2,284	% 100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	交付件数（見込み） 25件	交付件数（見込み） 25件	交付件数 32件

事業名	児童発達支援利用者負担軽減対策事業
-----	-------------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

継続（平成19年度）

1 目 的

保育所や幼稚園に通園しながら、併せて児童発達支援を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を助成することにより、早期療育の機会の確保と若い世帯を中心とした保護者の経済的負担の軽減を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	市町村	(1) 対象者 児童発達支援を利用する就学前障害児のうち、保育所等と併行通園している児童 (2) 給付額 1日の利用者負担金のうち、300円を超える分を補助する。(月9日を限度とする。)	県 1/2 市町村 1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	千円 17,538	千円 17,538	千円 14,029	% 125.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	平成 25 年 度
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	実施市町村 30市町村 (見込み)	実施市町村 30市町村 (見込み)	実施市町村 29市町村

事業名	パーキングパーミット制度推進事業
-----	------------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続（平成21年度）

1 目 的

身障者用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の利用証を発行し、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、必要な方のために駐車スペースを確保する鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の円滑な運営を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
パーキングパーミット制度推進事業	県	対象となる駐車場を有する事業所等（公共施設、病院、ショッピングセンター等）と県とで協定を締結するとともに、対象者への利用証の交付や県民への広い周知、パーキングパーミット制度推進員による事業所への協力依頼などを行う。	県10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
パーキングパーミット制度推進事業	千円 5,628	千円 5,628	千円 5,607	% 100.4	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
パーキングパーミット制度推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者へ利用証を交付 施設管理者と協定を締結 広報 ハートピアかごしま、県庁障害福祉課への推進員の設置（計2名） 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者へ利用証を交付 施設管理者と協定を締結 広報 ハートピアかごしま、県庁障害福祉課への推進員の設置（計2名） 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者へ利用証を交付 施設管理者と協定を締結 広報 ハートピアかごしま、県庁障害福祉課への推進員の設置（計2名）

事業名	福祉のまちづくり推進事業
-----	--------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続 (平成 9 年度)

1 目的

「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に係る条例事務を行うとともに、事業者、県民等への広報啓発等を実施することにより、福祉のまちづくりを推進する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
福祉のまちづくり推進事業	県	広報啓発 ・福祉のまちづくり広報誌の作成 ・バリアフリー研修会の開催	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
福祉のまちづくり推進事業	千 4,599	千 4,599	千 5,096	% 90.2	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
福祉のまちづくり推進事業	1 福祉のまちづくり 広報誌の作成 (5,000部×2回) 2 バリアフリー研修会 の開催 (建築士他, 県下12地域)	1 福祉のまちづくり 広報誌の作成 (5,000部×2回) 2 バリアフリー研修会 の開催 (建築士他, 県下1地域)	1 福祉のまちづくり 広報誌の作成 (5,000部×2回) 2 バリアフリー研修会 の開催 (建築士他, 県下1地域)

事業名	障害者施設等工賃向上計画推進事業
-----	------------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

継続（平成 26 年度）

1 目 的

「鹿児島県工賃向上計画」に基づき障害者の工賃水準の向上を目的とした取組を計画的に進めるため、障害者就労施設等が連携・協働して組織する共同受注窓口の体制の確立を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害者施設等工賃向上計画推進事業	県	障害者就労施設等が連携・協働して組織する共同受注窓口の設置について支援を行う。	国 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
障害者施設等工賃向上計画推進事業	千円 7,740	千円 7,740	千円 7,653	% 101.1	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
障害者施設等工賃向上計画推進事業	社会福祉関連団体へ委託	社会福祉関連団体へ委託	—

事業名	第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会開催事業
-----	---------------------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

新規（平成27年度）

1 目 的

芸術・文化を通じて、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害に対する国民及び県民の理解と認識を深めるため、第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会を開催する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会開催事業	県	芸術・文化を通じて、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害に対する国民及び県民の理解と認識を深めるため、第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会を開催する。	国：32,400千円 (定額) 県：9,057千円

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会開催事業	千円 41,457	千円 41,457	千円 —	% —	H27年度 新規事業

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	平成 25 年 度
第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会開催事業	(1) 第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会の開催 (2) 実行委員会（総会，企画委員会）の開催 (3) ボランティアの募集・養成 (4) 広報・宣伝活動の推進	—	—

事業名	第20回全国障害者スポーツ大会開催準備事業
-----	-----------------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

新規（平成27年度）

1 目 的

平成32年の第20回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて準備を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
第20回全国障害者スポーツ大会開催準備事業	県	平成32年の第20回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて準備を行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
第20回全国障害者スポーツ大会開催準備事業	千円 764	千円 764	千円 —	% —	H27年度 新規事業

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	平成 25 年 度
第20回全国障害者スポーツ大会開催準備事業	(1) 県準備委員会の設立 (2) 選手育成・強化推進委員会の設立 (3) 実施競技及び会場地選定作業 (4) 先催県の情報収集・分析 (5) 関係機関・団体等との連絡調整	—	—

事業名	全国障害者スポーツ大会事業
-----	---------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続（平成13年度）

1 目 的

障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を含め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催される全国障害者スポーツ大会へ鹿児島県選手団を派遣する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
全国障害者スポーツ大会事業	県	全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 大会期日：平成27年10月24日(土)～26日(月) 派遣人員：85名(選手52名, 役員その他33名) 場 所：和歌山県 競技種目：陸上, 水泳, 卓球, アーチェリー, ホウリング, フライングディスク, 団体競技	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
全国障害者スポーツ大会事業	千円 11,241	千円 11,241	千円 10,762	% 104.5	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
全国障害者スポーツ大会事業	第15回全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 大会期日：平成27年10月24日(土) ～26日(月)	第14回全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 大会期日：平成26年11月1日(土) ～3日(月) 金メダル 17個, 銀メダル 17個, 銅メダル 18個 計52個	第13回全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 大会期日：平成25年10月12日(土) ～14日(月) 金メダル 17個, 銀メダル 9個, 銅メダル 14個 計40個

事業名	県地域生活支援事業
-----	-----------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係，
精神保健福祉係，
自立支援係，
療育支援係)

継続（平成 19 年度）

1 目 的

障害者等が，基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう，地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し，障害者等の福祉の増進を図るとともに，障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 障害福祉人材育成事業	県	国が主催する相談支援従事者研修，サービス管理責任者研修，強度行動障害支援者養成研修に講師・企画担当者等を推薦，派遣し，障害福祉研修に必要な指導を行う者を育成する。	国 1/2 県 1/2
② 県障害者相談支援体制整備事業	県	県自立支援協議会及び圏域ごとの地域連絡協議会を運営するとともに，地域自立協議会運営の支援・指導を行い，県全域の相談支援体制の構築・充実を図る。	国 1/2 県 1/2
③ 障害程度区分認定調査員等研修事業	県	客観的かつ公平な障害支援区分の認定事務が行われるよう，研修会を開催する。	国 1/2 県 1/2
④ 手話通訳者養成研修事業	県	聴覚障害者の積極的な社会参加を図るため，聴覚障害者の意思疎通を支援する手話通訳者を養成するとともに，手話通訳者全国統一試験を実施する。	国 1/2 県 1/2
⑤ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	県	盲ろう者の意思疎通を支援する通訳・介助員を養成し，盲ろう者の社会参加を図る。	国 1/2 県 1/2
⑥ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	県	疾病等により咽頭を摘出し，音声機能を喪失した者に対し，発声訓練を行うとともに，発声訓練を行う指導者を養成する。	国 1/2 県 1/2
⑦ 生活訓練等事業	県	障害者に対し，日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより，生活の質的向上を図る。	国 1/2 県 1/2
⑧ 情報支援等事業	県	手話通訳者の設置や盲ろう者通訳・介助員の派遣等により，障害者が日常生活を行う上で必要な情報を入手するための支援を行う。	国 1/2 県 1/2

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
⑨ 障害者 IT サポートセンター運営事業	県	障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 IT サポートセンターを拠点とし、各 IT 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、IT を活用しての障害者の社会参加を促進する。	国 1/2 県 1/2
⑩ 社会参加促進事業	県	障害者の社会参加を促進するため、各種スポーツ・芸術活動等の事業を実施する。	国 1/2 県 1/2
⑪ 高次脳機能障害者支援センター事業	県	支援拠点機関において、高次脳機能障害に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、高次脳機能障害者に対する支援体制を確立する。	国 1/2 県 1/2
⑫ 介護職員等医療ケア研修事業	県	障害者支援施設等において、適切にたんの吸引・経管栄養の医療的ケアを行うことができる介護職員を養成するための研修を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
① 障害福祉人材育成事業	1,269	1,269	1,037	122.4	
② 県障害者相談支援体制整備事業	1,986	1,986	2,140	92.8	
③ 障害程度区分認定調査員等研修事業	989	989	995	99.4	
④ 手話通訳者養成研修事業	1,129	1,129	1,129	100.0	
⑤ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	394	394	394	100.0	
⑥ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	755	755	755	100.0	
⑦ 生活訓練等事業	1,982	1,982	1,982	100.0	

第7 平成27年度事業の概要
I-4 障害者等が安心して暮らせる地域社会づくり

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
⑧ 情報支援等事業	6,560	6,560	6,790	96.6	
⑨ 障害者ITサポートセンター運営事業	956	956	956	100.0	
⑩ 社会参加促進事業	42,972	42,972	41,293	104.7	
⑪ 高次脳機能障害者支援センター事業	3,741	3,741	2,722	137.4	
⑫ 介護職員等医療ケア研修事業	1,876	1,876	1,870	100.3	
計	64,609	64,609	62,063	104.1	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
① 障害福祉人材育成事業	相談支援従事者研修受講者 70人 サービス管理責任者研修受講者 260人 強度行動障害支援者養成研修受講者120人	相談支援従事者研修受講者 197人 サービス管理責任者研修受講者 529人 強度行動障害支援者養成研修受講者 83人	相談支援従事者研修受講者 143人 サービス管理責任者研修受講者 501人 行動援護従事者研修受講者 23人
② 県障害者相談支援体制整備事業	自立支援協議会開催回数 2回	自立支援協議会開催回数 1回	自立支援協議会開催回数 1回
③ 障害程度区分認定調査員等研修事業	認定調査員研修受講者 120人 市町村審査会委員研修受講者 100人 主治医研修受講者 150人	認定調査員研修受講者 123人 市町村審査会委員研修受講者 55人 主治医研修受講者 150人	認定調査員研修受講者 210人 市町村審査会委員研修受講者 185人 主治医研修受講者 148人
④ 手話通訳者養成研修事業	手話通訳者養成講座受講者 (通訳者I・II課程) 延べ300人	手話通訳者養成講座受講者 (通訳者I・実践課程) 延べ200人	手話通訳者養成講座受講者 (応用・実践課程) 延べ247人
⑤ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者通訳介助者養成講習会受講者 延べ100人	盲ろう者通訳介助者養成講習会受講者 延べ100人	盲ろう者通訳介助者養成講習会受講者 延べ75人
⑥ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	発声訓練等参加者 延べ1,000人	発声訓練等参加者 延べ1,000人	発声訓練等参加者 延べ931人

第 7 平成 27 年度事業の概要
I - 4 障害者等が安心して暮らせる地域社会づくり

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
⑦ 生活訓練等事業	オストメイト社会適応講習会等参加者 250人 脊髄損傷者健康管理研修会参加者 15人	オストメイト社会適応講習会等参加者 250人 脊髄損傷者健康管理研修会参加者 15人	オストメイト社会適応講習会等参加者 221人 脊髄損傷者健康管理研修会参加者 15人
⑧ 情報支援等事業	字幕付きDVD制作 172番組 盲ろう者通訳・介助員派遣回数 220件	字幕付きDVD制作 172番組 盲ろう者通訳・介助員派遣回数 220件	字幕付きDVD制作 105番組 盲ろう者通訳・介助員派遣回数 405件
⑨ 障害者ITサポートセンター運営事業	相談件数 30件 パソコンボランティア派遣回数 20回 パソコンボランティア養成講習会受講者 10人	相談件数 30件 パソコンボランティア派遣回数 20回 パソコンボランティア養成講習会受講者 10人	相談件数 28件 パソコンボランティア派遣回数 2回 パソコンボランティア養成講習会受講者 22人
⑩ 社会参加促進事業	県障害者スポーツ大会 参加者 約3,000人 補助犬給付事業 3頭	県障害者スポーツ大会 参加者 2,750人 補助犬給付事業 3頭	県障害者スポーツ大会 参加者 2,733人 補助犬給付事業 3頭
⑪ 高次脳機能障害者支援センター事業	相談件数 600件	相談件数 450件	相談件数 422件
⑫ 介護職員等医療ケア研修事業	基本研修受講者 120人 実地研修受講者 120人	基本研修受講者 114人 実地研修受講者 114人	基本研修受講者 108人 実地研修受講者 99人

事業名	市町村地域生活支援事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続（平成19年度）

1 目 的

障害者等が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重して障害者が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
市町村地域生活支援事業	市町村	(1) 必須事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域生活支援センター機能強化事業 (2) 任意事業 市町村の判断により、自立した日常生活又は、社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人、特定非営利活動法人等の団体が行う上記必須事業に対し補助する事業。 (3) 障害支援区分認定等事務 障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営事務。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
市町村地域生活支援事業	千円 837,848	千円 209,460	千円 221,187	% 94.7	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
市町村地域生活支援事業	事業実施市町村 43市町村 補助金額 209,460千円	事業実施市町村 43市町村 補助金額 230,654千円	事業実施市町村 43市町村 補助金額 225,847千円

事業名	障害者介護給付事業
-----	-----------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

継続（平成19年度）

1 目 的

障害福祉サービスを利用する障害者に対して市町村が支弁する費用の一部を負担する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 居宅介護等事業	市町村	居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援の障害福祉サービスにおいて，入浴，排泄，食事の介護等や外出における介護等を行う。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
② 短期入所事業		自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排泄，食事の介護等を行う。	
③ 生活介護事業		常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排泄，食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供する。	
④ 療養介護事業		医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話をを行う。	
⑤ 施設入所支援事業		施設に入所する人に，夜間や休日，入浴，排泄，食事の介護等を行う。	
⑥ 共同生活介護		夜間や休日，共同生活を行う住居で，入浴，排泄，食事の介護等を行う。	
⑦ サービス利用計画作成費助成事業		地域移行支援・地域定着支援、計画相談支援にかかる負担金を市町村に交付する。	
⑧ 同行援護事業		重度視覚障害者の外出時の支援を行う。	

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
① 居宅介護等事業	2,900,756	725,189	702,492	103.2	
② 短期入所事業	558,628	139,657	131,127	106.5	
③ 生活介護事業	13,269,580	3,317,395	3,123,832	106.2	
④ 療養介護事業	2,053,660	513,415	501,444	102.4	
⑤ 施設入所支援事業	4,983,332	1,245,833	1,209,943	103.0	
⑥ 共同生活介護	0	0	211,284	0	
⑦ サービス利用計画作成費助成事業	476,228	119,057	67,197	177.2	
⑧ 同行援護事業	151,552	37,888	29,524	128.3	
計	24,393,736	6,098,434	5,976,843	102.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
① 居宅介護等事業	43市町村	43市町村	43市町村
② 短期入所事業	38市町村	38市町村	38市町村
③ 生活介護事業	42市町村	42市町村	42市町村
④ 療養介護事業	39市町村	39市町村	39市町村
⑤ 施設入所支援事業	42市町村	42市町村	42市町村
⑥ 共同生活介護	0市町村	0市町村	43市町村
⑦ サービス利用計画作成費助成事業	42市町村	42市町村	38市町村
⑧ 同行援護事業	21市町	21市町	17市町

事業名	障害者訓練等給付事業
-----	------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

継続（平成19年度）

1 目的

障害福祉サービスを利用する障害者に対して市町村が支弁する費用の一部を負担する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 自立訓練	市町村	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
② 就労移行支援		一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	
③ 就労継続支援		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	
④ 共同生活援助		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
① 自立訓練	833,420	208,355	269,664	77.3	
② 就労移行支援	914,308	228,577	267,736	85.4	
③ 就労継続支援	7,300,164	1,825,041	1,651,456	110.5	
④ 共同生活援助	2,157,160	539,290	228,791	235.7	
計	11,205,052	2,801,263	2,417,647	115.9	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
① 自立訓練	40市町村	40市町村	40市町村
② 就労移行支援	35市町	35市町	35市町
③ 就労継続支援	42市町村	42市町村	42市町村
④ 共同生活援助	43市町村	43市町村	41市町村

事業名	重度心身障害者医療費助成事業
-----	----------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

継続（昭和49年度）

1 目 的

重度心身障害者の健康増進を図るため、重度心身障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し市町村が助成する経費の一部を補助し、重度心身障害者の福祉の向上を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 医療費及び証明手数料	市町村	重度心身障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し、市町村が助成する経費の一部を補助する。	県 1/2 市町村 1/2
② 事務費	県	市町村事務に対する指導経費	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 医療費及び証明手数料	4,587,674 千円	2,293,837 千円	2,333,074 千円	98.3 %	
② 事務費	215	215	209	102.9	
計	4,587,889	2,294,052	2,333,283	98.3	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 医療費及び証明手数料	県補助額 2,293,837千円 助成延べ件数 945,543件 受給者数 38,965人 (見込)	県補助額 2,301,957千円 助成延べ件数 924,284件 受給者数 38,656人 (見込)	県補助額 2,269,013千円 助成延べ件数 906,986件 受給者数 44,593人

事業名	障害福祉施設整備事業
-----	------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

継続（昭和42年度）

1 目的

社会福祉法人等が実施する障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の整備に係る費用の一部を補助し、障害者（児）の福祉の増進を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 障害福祉施設整備事業	社会福祉法人等	障害者（児）福祉の増進を図るために、社会福祉法人等が実施する障害者支援施設等の整備に要する費用の一部を補助する。	国 1/2 県 1/4 法人 1/4
② 社会福祉施設等整備費指導監督事務費	県	施設整備を実施する社会福祉法人等に対し指導及び検査等を実施するための費用	国 1/2 県 1/2

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
障害福祉施設整備事業	574,519 千円	574,519 千円	713,897 千円	80.5 %	

4 26年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
障害福祉施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設 創設 1 ・児童発達支援センター、相談支援事業 創設 1 ・障害者支援施設 改築 1 ・児童発達支援事業所 創設 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 創設 1 ・障害福祉サービス事業所 創設 1 増築 1 ・児童発達支援センター 創設 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所 創設 1

5 その他参考事項

県全体の状況(26年度分)

① 県実施分

「4 事業実績」表中のとおり

② 鹿児島市実施分

社会福祉施設等施設整備事業

- ・児童発達支援事業所 創設 1
- ・障害者支援施設 大規模修繕 2

事業名	障害者虐待防止対策事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

1 目 的

障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要であることから、障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における関係機関相互の連携体制の整備や支援体制の強化を行う事を目的とする。

2 内 容

(1) 障害者虐待防止対策支援事業について

①障害者虐待防止・権利擁護研修事業

ア 障害福祉サービス事業所等従業者研修

イ 障害福祉サービス事業所等管理者研修

ウ 相談窓口職員研修

②連携協力体制整備事業

③国主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」への参加

(2) 普及啓発

(3) 障害者権利擁護センターの設置、運営

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
障害者虐待防止対策事業	千円 1,788	千円 1,788	千円 1,788	% 100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
障害者虐待防止対策事業	(1) 障害者虐待防止対策支援事業について ①研修事業 ・障害福祉サービス事業所等従業者研修 ・障害福祉サービス事業所等管理者研修 ・相談窓口職員研修 ②連携協力体制整備事業 ③国主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」への参加 (2) 普及啓発 (3) 障害者権利擁護センターの運営	(1) 障害者虐待防止対策支援事業について ①研修事業 ・障害福祉サービス事業所等従業者研修 ・障害福祉サービス事業所等管理者研修 ・相談窓口職員研修 ②連携協力体制整備事業 ③国主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」への参加 (2) 普及啓発 (3) 障害者権利擁護センターの設置、運営	(1) 障害者虐待防止対策支援事業について ①研修事業 ・障害福祉サービス事業所等従業者研修 ・障害福祉サービス事業所等管理者研修 ・相談窓口職員研修 ②連携協力体制整備事業 ③国主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」への参加 (2) 普及啓発 (3) 障害者権利擁護センターの設置、運営

事業名	障害者福祉団体活動費助成事業
-----	----------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続（平成 7 年度）

1 目 的

障害者団体の円滑な育成や活動を促進するとともに、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害者福祉団体活動費助成事業	県	障害者団体の円滑な育成や活動を促進するとともに、障害者の福祉の増進を図るため、障害者団体の運営費等について補助する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
障害者福祉団体活動費助成事業	千円 20,626	千円 20,626	千円 20,626	% 100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
障害者福祉団体活動費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県身体障害者福祉協会 18,453千円 ・ 県手をつなぐ育成会 2,173千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県身体障害者福祉協会 18,453千円 ・ 県手をつなぐ育成会 2,173千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県身体障害者福祉協会 18,453千円 ・ 県手をつなぐ育成会 2,173千円

事業名	特別障害者手当等支給事業
-----	--------------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続（昭和61年度）

1 目 的

日常生活において、常時特別の介護を要する在宅の重度障害者に対し、特別障害者手当等を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
特別障害者手当等支給事業	県及び福祉事務所を設置する市町村	精神又は身体に、国民年金法における1級程度の障害が重複する程度の重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の者に対して支給する(20歳未満の者には、障害児福祉手当を支給)。 特別障害者手当 月額 26,000円 障害児福祉手当 月額 14,140円 経過的福祉手当 月額 14,140円	国 3/4 県及び市町村 1/4

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
特別障害者手当等支給事業	千円 121,434	千円 121,434	千円 115,365	% 105.3	

4 27年度実施計画及び事業実績

※延べ件数

事業区分	平成27年度(計画)	平成26年度(見込み)	平成25年度(実績)
特別障害者手当等支給事業	特別障害者手当 3,756件 障害児福祉手当 1,224件 経過的福祉手当 132件 合計 5,112件	特別障害者手当 3,528件 障害児福祉手当 1,100件 経過的福祉手当 132件 合計 4,760件	特別障害者手当 3,467件 障害児福祉手当 995件 経過的福祉手当 132件 合計 4,594件

5 その他参考事項

県全体の状況（平成25年度分）

特別障害者手当 23,695件 障害児福祉手当 11,989件 経過的福祉手当 1,126件
計 36,810件

事業名	補装具給付事業
-----	---------

(所管：障害福祉課 地域生活支援係)

継続 身体障害者補装具給付 (昭和25年度)
身体障害児補装具給付 (昭和29年度)

1 目的

補装具は、身体障害者（児）等の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者等については、職業その他日常生活の能率の向上を図り、身体障害児等については、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的に、市町村が補装具として支給した費用の一部を負担する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
補装具給付事業	市町村	身体機能の失われた部位、欠陥のある部分を補うための用具(補装具)の交付及び修理を行う。 <補装具の種類> ・ 視覚障害者用 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、 ・ 聴覚障害者用 補聴器 ・ 音声・言語機能障害者用 重度障害者意思伝達装置 ・ 肢体不自由児者用 義肢、装具、車いす、歩行器、座位保持装置、 座位保持いす、起立保持具、排便補助具、 収尿器、電動車いす、頭部保持具、歩行補助つえ（多点つえ）	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
補装具給付事業	601,088 千円	150,272 千円	140,010 千円	107.3 %	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
	市町村数	市町村数	交付件数	修理件数
身体障害者・児補装	43市町村	43市町村	3,622件	1,686件

5 その他参考事項

- ・利用者負担…原則1割負担。所得に応じて月額上限額が設定されている。
- ・ストマ用具、点字器、歩行補助つえ（棒状のつえ）等補装具から日常生活用具へ移行された。

事業名	自立支援医療事業
-----	----------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係，
地域生活支援係)

再編（平成19年度）

1 目 的

精神障害者，身体障害者及び身体に障害のある児童の医療費の一部を公費負担することにより，障害の早期治療，再発防止等に向けた医療の確保を容易にし，継続的な医療を積極的に進めていくことを目的とする。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 自立支援医療(精神通院医療)	県	精神障害の医療の確保（早期治療，再発防止）を容易にし，継続的な医療を積極的に進めるために，必要な医療に要した費用について，自立支援医療を支給する。	国 1/2 県 1/2
② 自立支援医療(更生医療)	市町村	身体障害者手帳の交付を受けた者で，障害を除去又は軽減する手術等の治療により，確実な治療の効果が期待できる18歳以上の者を対象に，必要な医療に要した費用の一部を公費負担する。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
③ 自立支援医療(育成医療)	市町村 (H24までは 県 中核市)	身体に障害のある児童又は現存する障害若しくは疾患にかかる医療を行わない場合は，将来において障害を残すと認められる児童で，障害を除去又は軽減する手術等の治療により，確実な治療の効果が期待できる18歳未満の児童を対象に，必要な医療に要した費用の一部を公費負担する。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (H24までは 国 1/2 県 1/2 中核市 国 1/2 市 1/2)

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
自立支援医療	千円 4,477,378	千円 4,477,378	千円 4,386,029	% 102.1	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
① 自立支援医療(精神通院医療)	支払件数 347,000件 医療費負担 3,888,854千円	支払件数 338,918件 医療費負担 3,739,283千円	支払件数 325,512件 医療費負担 3,532,401千円
② 自立支援医療(更生医療)	支払件数 39,790件 医療費負担 525,171千円	支払件数 41,095件 医療費負担 542,413千円	支払件数 29,287件 医療費負担 515,087千円
③ 自立支援医療(育成医療)	支払件数 5,920件 医療費負担 24,059千円	支払件数 5,805件 医療費負担 23,585千円	支払件数 2,607件 医療費負担 33,704千円
計	支払件数 392,710件 医療費負担 4,438,084千円	支払件数 385,818件 医療費負担 4,305,281千円	支払件数 357,406件 医療費負担 4,081,192千円

事業名	不服審査会事業
-----	---------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

継続（平成18年度）

1 目的

市町村が行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求に対し、県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
不服審査会事業	県	県障害者介護給付費等不服審査会の設置、運営	国 1/2 県 1/2

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
不服審査会事業	千円 854	千円 854	千円 858	% 99.5	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
不服審査会事業	審査請求件数 2件	審査請求件数 2件	審査請求件数 0件

事業名	精神障害者措置入院事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係)

継続（昭和25年度）

1 目的

申請・通報及び届出により自傷他害の恐れのある者に対する診察，措置入院患者の入院先までの移送及び措置入院医療費の公費負担を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 入院措置	県	申請・通報等に基づく精神保健指定医の診察の結果，自傷他害の恐れのある精神障害者を措置入院させる。医療費は公費負担。	国 3/4 県 1/4 (一部県10/10)
② 措置入院患者等移送事業	県	精神保健福祉法第 27 条による精神保健指定医の診察及び法 29 条，34 条による入院措置のための移送を行う。	国3/4, 1/2 県1/4, 1/2 (一部県10/10)

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 入院措置	千円 40,916	千円 40,916	千円 40,907	% 100.0	
② 措置入院患者等移送事業	1,275	1,275	1,280	99.6	
計	42,191	42,191	42,187	100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 入院措置	指定医の診察 30件(見込) 入院医療費公費負担件数 270件(見込)	指定医の診察 34件(見込) 入院医療費公費負担件数 171件(見込)	指定医の診察 28件 入院医療費公費負担件数 168件
② 措置入院患者等移送事業	移送件数 30件(見込)	移送件数 28件(見込)	移送件数 19件

事業名	精神医療適正化対策事業
-----	-------------

(所管： 障害福祉課 精神保健福祉係)

継続（昭和45年度）

1 目的

精神科病院の入院患者の人権の擁護，適正な医療と保護を確保する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 精神障害者実地審査精神科病院等立入調査事業	県	措置入院者，医療保護入院者等の入院継続の適否及び当該患者の処遇について，精神保健指定医を派遣して審査及び指導を行うとともに精神科病院の運営が関係法令に則った適正な運営であるか確認する。	県 10/10
② 定期病状報告書料等事業	県	定期病状報告書等への文書料の支払い	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 精神障害者実地審査精神科病院等立入調査事業	千円 1,408	千円 1,408	千円 1,413	% 99.6	
② 定期病状報告書料等事業	10,479	10,479	10,483	100.0	
計	11,887	11,887	11,896	99.9	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
① 精神障害者実地審査精神科病院等立入調査事業	精神科病院実地審査・ 実地指導 51病院実施	精神科病院実地審査・ 実地指導 51病院実施	精神科病院実地審査・ 実地指導 52病院実施
② 定期病状報告書料等事業	定期病状報告書報告件数 4,144件(見込)	定期病状報告書報告件数 4,320件(見込)	定期病状報告書報告件数 4,317件

事業名	地域精神保健福祉対策事業
-----	--------------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係)

継続（昭和 41 年度）

1 目的

精神障害者の早期治療及び社会復帰の促進，自立と社会経済活動への参加促進，地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 一般対策事業	県	保健師の訪問指導，精神保健相談医の相談等福祉相談，精神障害者地域移行・地域定着推進会議の開催。	県 10/10
② 精神福祉推進連合会運営費補助事業	県	鹿児島県精神福祉推進連合会に対して運営費補助金を交付する。	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 一般対策事業	千円 2,522	千円 2,522	千円 2,546	% 99.1	
② 精神福祉推進連合会運営費補助事業	252	252	252	100.0	
計	2,774	2,774	2,798	99.1	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 一般対策事業	実施先 13保健所	実施先 13保健所	実施先 13保健所
③ 精神福祉推進連合会運営費補助事業	補助金交付先 1団体	補助金交付先 1団体	補助金交付先 1団体

事業名	心身障害者扶養共済制度事業
-----	---------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

継続（昭和45年度）

1 目 的

心身障害児（者）の保護者が、相互扶助の精神に基づき毎月一定額の掛金を拠出しておき、保護者が死亡又は重度の障害となった場合、心身障害児（者）に毎月年金を支給することにより、心身障害児（者）の経済的不安を軽減する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
心身障害者扶養共済制度事業	県	掛金→5,600～14,500円(19年度まで既加入者) 9,300～23,300円(20年度以降新加入者) (加入時の年齢により決定) 年金 →毎月 20,000円(1口) 弔慰金 →30,000～150,000円(既加入者) 50,000～250,000円(新加入者) 脱退一時金→45,000～150,000円(既加入者) 75,000～250,000円(新加入者) (加入期間により決定)	(制度運営費) 国1/2, 県1/2 (掛金公費負担制度) ・生保世帯 県 4.5/10 市町村 4.5/10 ・非課税世帯 県 3/10 市町村 3/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
心身障害者扶養共済制度事業	千円 389,769	千円 389,769	千円 387,457	% 100.6	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	平成 25 年 度
心身障害者扶養共済制度事業	加入者数 740口 年金受給者数 857口 弔慰金受給者数 3口 脱退一時金受給者数 3口 見込み	加入者数 763口 年金受給者数 858口 弔慰金受給者数 3口 脱退一時金受給者数 0口 平成26年12月末現在	加入者数 787口 年金受給者数 859口 弔慰金受給者数 3口 脱退一時金受給者数 3口

5 その他参考事項

(1) 対象者

① 加入資格

心身障害児（者）を扶養する保護者で、年齢が65歳未満の者（父母，配偶者，兄弟姉妹，祖父母，その他の親族等）

② 心身障害児（者）の範囲

ア 知的障害児（者） イ 身体障害者（身障手帳1～3級）

ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する児（者）でア又はイと同程度の障害と認められる者（脳性まひ，進行性筋萎縮症，血友病，自閉症，統合失調症など）

事業名	障害児通所給付事業
-----	-----------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

継続（平成24年度）

1 目 的

身体に障害のある児童，知的障害のある児童，又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む）に対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の通所支援等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害児通所給付事業	市町村	(1) 児童発達支援 障害児につき，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の便宜を供与する。 (2) 放課後等デイサービス 就学している障害児につき，授業の終了後又は休業日に生活能力の向上に必要な訓練，社会との交流促進等の便宜を供与する。 (3) 保育所等訪問支援 保育所等に通う障害児につき，当該施設を訪問し，当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与する。 (4) 障害児相談支援 障害児の心身の状況，環境，障害児通所支援の利用に関する意向，その他事情を勘察し，利用する障害児通所支援の種類等を定めた計画の策定等を行う。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
障害児通所給付事業	千円 1,024,492	千円 1,024,492	千円 650,866	% 157.4	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
障害児通所給付事業	実施市町村 41市町村（見込み）	実施市町村 41市町村（見込み）	実施市町村 40市町村

事業名	障害児施設給付費等事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

継続（平成19年度）

1 目 的

心身に障害のある児童が指定障害児入所施設等から支援を受けた際に，その施設支援に要した費用の一部を給付し，当該児童の育成を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 障害児施設給付費等事業	県	心身に障害のある児童の保護者に対し，施設支援に要した費用の一部を給付する。	国 1/2 県 1/2
② 児童福祉法施行事務費	県	障害児施設給付費等事業を実施するにあたり必要な事務費	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 障害児施設給付費等事業	千円 840,735	千円 840,735	千円 850,704	% 98.8	
② 児童福祉法施行事務費	334	334	322	103.7	
計	841,069	841,069	851,039	98.8	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 障害児施設給付費等事業	福祉型障害児入所施設 ・旧知的障害児施設 10施設 ・旧肢体不自由児施設 4施設 医療型障害児入所施設 ・旧重症心身障害児施設 4施設 指定医療機関 1施設	福祉型障害児入所施設 ・旧知的障害児施設10施設 ・旧肢体不自由児施設 4施設 医療型障害児入所施設 ・旧重症心身障害児施設 4施設 指定医療機関 1施設	福祉型障害児入所施設 ・旧知的障害児施設10施設 ・旧肢体不自由児施設 3施設 医療型障害児入所施設 ・旧重症心身障害児施設 2施設 指定医療機関 1施設

事業名	重度訪問介護等市町村支援事業
-----	----------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

継続（平成25年度）

1 目 的

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	県	重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。	国 1/2 県 1/4 市町村1/4
② 重度障害者に係る市町村特別支援事業	県	(重度障害者に係る市町村特別支援事業：重度訪問介護利用者の割合が10%を超える市町村が対象)	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	千円 68,241	千円 68,241	千円 68,241	% 100.0	
② 重度障害者に係る市町村特別支援事業	400	400	400	100.0	
計	68,641	68,641	68,641	100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	平成 25 年 度
① 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	対象市町村：7市	対象市町村：8市町(見込)	対象市町村：7市町
② 重度障害者に係る市町村特別支援事業	対象市町村：2市	対象市町村：2市 (見込)	対象市町村：1市
計	対象市町村：7市	対象市町村：8市町(見込)	対象市町村：7市町

事業名	児童扶養手当給付事業
-----	------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和36年度）

1 目的

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
児童扶養手当給付事業	県	父又は母と生計を同一にしていなかったり、父又は母が重度の障害の状態にある児童（18歳に到達する年度末までの者、ただし、重度の障害の状態にある場合は20歳未満）を監護又は養育する者に手当を支給する。	国 1/3 県 2/3

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
児童扶養手当給付事業	963,088 千円	963,088 千円	991,298 千円	97.2 %	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
児童扶養手当給付事業	支給者数 一人 児童数 一人 支給見込額 963,088千円	支給者数 1,950人 児童数 3,138人 支給額 957,853千円	支給者数 1,987人 児童数 3,197人 支給額 975,968千円

(*支給者数は年度末時点、26年度は見込み)

(参考)

県全体の状況（平成25年度分）

児童扶養手当：支給者数 19,427人 児童数 30,540人 支給額 9,388,075千円

5 その他参考事項

支給額（平成27年4月現在）

児童数	全部支給	一部支給
1人の場合	42,000円	41,990～9,910円
2人の場合	47,000円	46,990～14,910円
3人の場合	3,000円加算	3,000円加算

※ 一部支給については、所得に応じて10円刻みで変動する。

事業名	特別児童扶養手当支給事業
-----	--------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続 (昭和39年度)

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより福祉の増進を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
特別児童扶養手当支給事業	国	精神又は身体に障害の状態にある20歳未満の者を監護している者に支給する。	国 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
特別児童扶養手当支給事業	千円 —	千円 —	千円 —	% —	全額国庫で国の直接払いのため、県での予算計上はない。

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
特別児童扶養手当支給事業	支給者数 一人	支給者数 2,713 人	支給者数 2,619人

(* 支給者数は年度末時点で26年度は見込み)

5 その他参考事項

支給額 (平成27年4月現在)

障害程度1級 1人につき 月額 51,100 円
障害程度2級 1人につき 月額 34,030 円

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
-----	----------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和28年度）

1 目 的

配偶者のない女子又は男子で現に、20歳未満の児童を扶養している者、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	県	貸付金の種類 事業開始 事業継続 修学 技能習得 修業 就職支度 医療介護 生活 住宅 転宅 就学支度 結婚	貸付原資 国 2/3 県 1/3

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	150,771千円	150,771千円	119,397千円	126.3%	

4 27年度実施計画及び事業実績

貸付状況

(単位：件、千円)

資金名	平成27年度計画	平成26年度計画	平成25年度実績	
	金額	金額	件数	金額
事業開始	6,028	—	—	—
事業継続	3,025	—	—	—
修学	68,239	80,565	113	67,771
技能習得	7,836	4,195	10	7,078
修業	4,373	927	6	2,496
就職支度	303	120	2	180
医療介護	1,023	—	—	—
生活	1,939	137	3	509
住宅	4,260	—	—	—
転宅	261	46	2	304
就学支度	14,196	14,883	26	8,144
結婚	639	—	—	—
計	112,122	100,873	162	86,482

事業名	母子自立支援員等設置費
-----	-------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和30年度）

1 目的

母子・父子自立支援員を設置し、配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養している者及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う等、ひとり親家庭等の自立の促進や福祉の増進に努める。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
母子自立支援員等設置費 権限移譲交付金	県	各地域振興局等に母子・父子自立支援員を設置する。 市町村が事務処理体制を事前に準備するため必要な経費及び移譲後の事務処理に要する経費に充てる。	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
母子自立支援員等設置費	千円 34,941	千円 34,941	千円 33,629	% 103.9	
権限移譲交付金	867	867	886	97.9	
計	35,808	35,808	34,515	103.7	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
母子自立支援員等設置費 権限移譲交付金	定数15人(常勤1,非常勤14) 全市町村(鹿児島市を除く)	定数15人(常勤1,非常勤14) 全市町村(鹿児島市を除く)	定数15人(常勤1,非常勤14) 全市町村(鹿児島市を除く)

(参考)

県全体の状況（平成26年度）

母子自立支援員 24人（県15人，鹿児島市6人，鹿屋市1人，出水市2人）

事業名	ひとり親家庭等就労支援対策事業
-----	-----------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（平成15年度）

1 目 的

母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、個々の家庭状況、職業適性、就業経験等に応じた就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、ハローワークと連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行う。

また、ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、個々のひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組への支援や、ひとり親家庭の母又は父の就職に有利となる資格取得に対して生活費の一部支援を行い、ひとり親家庭の母又は父の自立促進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	県	<ul style="list-style-type: none"> 就業等相談事業 就業相談員の配置等 就業支援講習会 介護職員初任者研修等の講習会 託児サービス 講習会の際の託児サービス 	国 1/2 県 1/2
2 ひとり親家庭自立支援給付金事業	県	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための受講料の一部支給 高等職業訓練促進給付金 資格取得期間中の生活費の一部支給 高等職業訓練修了支援給付金 入学金の負担を考慮した修了支援給付金を訓練終了後支給 	国 3/4 県 1/4

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	千円 7,360	千円 7,360	千円 7,360	% 100.0	
2 ひとり親家庭自立支援給付金事業	7,500	7,500	8,650	86.7	
計	14,860	14,860	16,010	92.8	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度(見込)	平成25年度
1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	特別相談 24回 就業相談員 1人 就業支援講習会 4会場 託児サービス 3会場	特別相談 24回 就業相談員 1人 就業支援講習会 4会場 託児サービス 3会場	特別相談 24回 就業相談員 1人 就業支援講習会 3会場 託児サービス 3会場
2 ひとり親家庭自立支援給付金事業	(1) 県実施 ・自立支援教育訓練給付金 6件 100千円 ・高等職業訓練促進給付金 6件 7,200千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 4件 200千円	(1) 県実施 ・自立支援教育訓練給付金 0件 0千円 ・高等職業訓練促進給付金 6件 5,010千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 3件 130千円	(1) 県実施 ・自立支援教育訓練給付金 0件 0千円 ・高等技能訓練促進費 8件 10,604千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 5件 250千円

事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業
-----	-----------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和52年度）

1 目 的

母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等が激変し日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し必要な援助、保育等を行い、もってその福祉の増進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
ひとり親家庭等日常生活支援事業	県	母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等が激変し日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し必要な援助、保育等を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	千円 333	千円 333	千円 341	% 97.7	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度		平成26年度（見込）		平成 25年 度	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援	60件 203時間	子育て支援	30件 399時間	子育て支援	27件 165時間
	生活援助	25件 83時間	生活援助	15件 133時間	生活援助	17件 49時間
	計	85件 286時間	計	45件 532時間	計	44件 214時間

事業名	ひとり親家庭等たすけあい資金貸付事業
-----	--------------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和40年度）

1 目的

母子家庭・父子家庭及び寡婦が一時的に必要な小口資金について貸付を行い、もってその福利厚生を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
ひとり親家庭等たすけあい資金貸付事業	鹿児島県母子寡婦福祉連合会	生活資金・結婚資金・高校大学入学資金・自動車運転免許取得資金等の貸付け ・貸付額：4万～10万円 ・償還期限：8～10か月 ・無担保，無保証，無利子	県 10/10 原資貸付

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
ひとり親家庭等たすけあい資金貸付事業	千円 10,000	千円 10,000	千円 10,000	% 100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度（見込）	平成25年度
ひとり親家庭等たすけあい資金貸付事業	貸付原資 10,000千円	貸付実績 100件 6,000千円	貸付実績 75件 2,651千円

事業名	鹿児島県母子寡婦福祉連合会運営費補助事業
-----	----------------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和30年度）

1 目的

県下の母子会を統括指導する鹿児島県母子寡婦福祉連合会の運営に対し補助金を交付し、母子・父子家庭及び母子・父子福祉団体の育成強化を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 母子福祉センター運営費	県	人件費・事務費等の補助	県 10/10
2 母子対策事業		母と子の地区交歓研修の開催	
3 母子・寡婦・父子対策事業		運動会・地区別研修の開催	

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
1 母子福祉センター運営費	千円 3,513	千円 3,513	千円 3,513	% 100.0	
2 母子対策事業	2,931	2,931	2,931	100.0	
3 母子・寡婦・父子対策事業	2,417	2,417	2,417	100.0	
計	8,861	8,861	8,861	100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成26年度（見込）	平成 25 年度
1 母子福祉センター運営費	人件費，管理費 3,513千円	人件費，管理費 3,513千円	人件費，管理費 3,598千円
2 母子対策事業	母と子の交歓研修 2,931千円	母と子の交歓研修 2,931千円	母と子の交歓研修 3,037千円
3 母子・寡婦・父子対策事業	・運動会 1,306千円 ・地区別研修 452千円 ・リーダー研修，母子家庭の集い 659千円	・運動会 1,306千円 ・地区別研修 452千円 ・リーダー研修，母子家庭の集い 659千円	・運動会 1,110千円 ・地区別研修 905千円 ・リーダー研修，母子家庭の集い 211千円

事業名	難病対策事業
-----	--------

(所管：健康増進課 疾病対策係)

継続（昭和47年度）

1 目 的

原因が不明で治療法の確立していない、いわゆる「難病」のうち国が定める指定難病等について、患者の医療費の自己負担の軽減と原因の究明、治療法の確立を図る。

また、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と患者及びその家族の生活の質の向上に資する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 特定疾患治療研究事業	県	難病法施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、指定難病以外の疾患について、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図る。	国 1/2 県 1/2 一部 国 10/10
2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	県	先天性血液凝固因子障害等医療受給者に対する患者医療費自己負担額を公費負担する。	国 1/2 県 1/2
3 スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業	県	スモン患者のうち施術の受給を希望する者についての施術費を公費負担する。	国 10/10
4 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業	県	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行い、その訪問看護に必要な費用を負担する。	国 1/2 県 1/2
5 難病相談・支援センター事業	県	地域で生活する難病患者等の相談・支援などを行う拠点施設「難病相談・支援センター」において、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の軽減を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を行う。	国 1/2 県 1/2
6 難病患者等地域支援協働事業	県	在宅難病患者に対し、医療及び日常生活に係る相談・指導・助言を行い疾病に対する不安の軽減を図るとともに、保健、医療、福祉の関係機関相互の連携による在宅医療の推進を図る。 また、入院治療が必要となった重症難病患者に対し適時・適切に入院施設の確保が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。	国 1/2 県 1/2
7 指定難病医療対策事業	県	指定難病患者に対して良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	千円	%
1 特定疾患治療研究事業	6,986	6,986	6,986	2,329,600	0.3
2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	16,550	16,550	16,550	18,278	90.5
3 スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業	641	641	641	641	100.0
4 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業	4,236	4,236	4,236	5,856	72.3
5 難病相談・支援センター事業	14,797	14,797	14,797	15,101	98.0
6 難病患者等地域支援協働事業	3,397	3,397	3,397	3,111	109.1
7 特定疾患医療受給者証等管理事業	4,299	0	0	4,299	—
8 指定難病医療対策事業	3,395,461	3,395,461	3,395,461	0	—
計	3,442,068	3,442,068	3,442,068	2,376,886	144.8

4 26年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度		平成 26 年度(見込)		平成 25 年度	
1 特定疾患治療研究事業	患者数	46人	患者数	16,035人	患者数	13,688人
2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	患者数	59人	患者数	62人	患者数	61人
3 スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業	患者数	1人	患者数	1人	患者数	1人
4 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業	利用者	9名	利用者	11名	利用者	8名
	利用延回数	954回	利用延回数	708回	利用延回数	745回
5 難病相談・支援センター事業	相談件数	19,000件	相談件数	19,000件	相談件数	17,955件
	医療講演会・交流会	50回	医療講演会・交流会	50回	医療講演会・交流会	53回
6 難病患者等地域支援協働事業						
・ 難病患者地域支援ネットワーク事業	医療相談件数	740件	医療相談件数	740件	医療相談件数	596件
	訪問指導件数	400件	訪問指導件数	400件	訪問指導件数	466件
・ 重症難病患者医療ネットワーク事業	拠点病院	3病院	拠点病院	3病院	拠点病院	3病院
	協力病院	74病院	協力病院	74病院	協力病院	75病院
	患者数	24,052人	患者数	16,035人		

事業名	生活福祉資金貸付補助事業
-----	--------------

(所管：社会福祉課 地域福祉係)

継続 (①生活福祉資金貸付事務費補助：昭和30年度, ②生活福祉資金貸付事務費 (市町村社協人件費) 補助 (平成22年度))

1 目 的

低所得世帯, 高齢者世帯, 障害者世帯に対し, 資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより, その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 生活福祉資金貸付事務費補助	県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付に伴う社会福祉協議会の事務費等に対する補助	国 1/2 県 1/2
② 生活福祉資金貸付事務費 (市町村社協人件費) 補助	県社会福祉協議会	生活福祉資金の相談支援体制の充実を図るため, 市町村社協に配置する相談員の人件費に対する補助	貸付原資の取崩

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 生活福祉資金貸付事務費補助	千円 35,782	千円 35,782	千円 35,782	% 100.0	
② 生活福祉資金貸付事務費 (市町村社協人件費) 補助	56,050	56,050	56,050	100.0	
合 計	91,832	91,832	91,838	99.9	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 生活福祉資金貸付事務 費補助	生活福祉資金の貸付, 償還指導等を行う。	貸付決定件数 259件 貸付決定金額 55,136千円	貸付決定件数 338件 貸付決定金額 71,326千円
	離職者生活支援つなぎ 資金の貸付, 償還指導等 を行う。	貸付決定件数 1件 貸付決定金額 80千円 (H27.2月末現在)	貸付決定件数 0件 貸付決定金額 0千円
② 生活福祉資金貸付事務 費(市町村社協人件費) 補助	生活福祉資金の相談支 援業務を専門的に行う。		

事業名	臨時福祉給付金市町村支給事務支援事業
-----	--------------------

(所管：社会福祉課 地域福祉係)

継続（平成 25 年度）

1 目 的

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、平成26年度に引き続き、市町村が行う「臨時福祉給付金」の支給事務の円滑な執行の支援を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
支給事務支援事業	県	給付事務を行う市町村に対し、説明会を開催する等の情報提供及び広報活動による支援を行う。	国10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
支給事務支援事業	千円 729	千円 729	千円 942	% 77.4	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
支給事務支援事業	市町村担当者向け説明会の開催 給付対象者(施設入所児童, DV避難者等)の情報提供業務 県広報誌, 県HP, 新聞広告等による制度周知	給付対象者(施設入所児童, DV避難者等)の情報提供業務 県広報誌, 県HP, 新聞広告等による制度周知	市町村担当者向け説明会の開催

事業名	生活困窮者自立支援事業
-----	-------------

(所管：社会福祉課 生活保護・自立支援班)

新規（平成 27 年度）

1 目 的

平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者への相談対応や自立支援計画（プラン）の作成及び住居確保給付金の支給など、関係機関と連携し包括的な支援を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①自立相談支援事業	県	自立相談支援機関（相談窓口）において、生活困窮者の相談に応じ、課題の評価・分析、自立支援計画（プラン）の作成、支援調整会議の開催、生活全般にわたる包括的な支援を行うための関係機関との連絡調整等の支援を行う。	国3/4 県1/4
②住居確保給付金支給事業	県	離職等により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。	国3/4 県1/4

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
①自立相談支援事業	千円 28,472	千円 28,472	千円	% 皆増	
②住居確保給付金支給事業	1,671	1,671		皆増	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
①自立相談支援事業	○自立相談支援機関（相談窓口）での相談対応		
②住居確保給付金支給事業	○住居確保給付金の支給		

事業名	地域生活定着支援センター運営事業
-----	------------------

(所管：社会福祉課 地域福祉係)

継続 (平成22年度)

1 目 的

高齢又は障害のある福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対し、必要となる福祉サービスの検討や関係機関との調整を行い、地域生活への円滑な移行を支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地域生活定着支援センター運営事業	県	地域生活定着支援センターの設置・運営 (民間団体への委託)	定額

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
地域生活定着支援センター運営事業	千円 23,364	千円 23,364	千円 25,000	% 93.5	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
地域生活定着支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ○センターの設置・運営 ○業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務 ・フォローアップ業務 ・相談支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先 社団法人鹿児島県社会福祉士会 ○ 契約日 平成26年4月1日 ○ 業務実績 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務 ・フォローアップ業務 ・相談支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先 社団法人鹿児島県社会福祉士会 ○ 運営開始日 平成25年4月1日 ○ 業務実績 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務 処理件数 43件 (うち終了 25件) ・フォローアップ業務 処理件数 43件 (うち終了 22件) ・相談支援業務 処理件数 3件 (うち終了 1件) <p>※平成23年度継続件数含む</p>

事業名	生活保護管理運営費
-----	-----------

(所管：社会福祉課 生活保護・自立支援班)

継続 (①昭和 25 年度, ②昭和 30 年度, ③昭和 61 年度)

1 目 的

県・市町の生活保護実施機関の生活保護法施行事務に対する監査や指定医療・介護機関等に対する個別指導, 生活保護運用上の問題点を研究討議するための研修等を実施する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 生活保護法施行事務指導及び監査	県	県・市町の生活保護実施機関に対する監査及び指定医療・介護機関に対する個別指導	国 1/2 ・定額 県 1/2
② 研修会等 (本庁関係)	県	厚生労働省主催の各種会議に出席するための経費	県 10/10
③ 研修会等 (出先関係)	県	県・市町生活保護主管係長会議を開催するための経費	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 生活保護法施行事務指導及び監査	千円 2,683	千円 2,683	千円 2,654	% 101.1	
② 研修会等 (本庁関係)	157	157	158	99.4	
③ 研修会等 (出先関係)	251	251	334	75.1	
計	3,091	3,091	3,146	98.3	

4 27年度実施計画及び事業実績

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 生活保護法施行事務 指導及び監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所等の監査 30 ・ 指定医療機関の個別 指導 10 ・ 指定介護機関の個別 指導 6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所等の監査 30 ・ 指定医療機関の個別 指導 8 ・ 指定介護機関の個別 指導 4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所等の監査 30 ・ 指定医療機関の個別 指導 8 ・ 指定介護機関の個別 指導 4
② 研修会等(本庁関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法基準改定 説明会 ・ 生活保護費補助金交 付調整会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法基準改定 説明会 ・ 生活保護費補助金交 付調整会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法基準改定 説明会 ・ 生活保護費補助金交 付調整会議
③ 研修会等(出先関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町福祉事務所 等生活保護主管係長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町福祉事務所 等生活保護主管係長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町福祉事務所 等生活保護主管係長会議

事業名	生活保護費
-----	-------

(所管：社会福祉課 生活保護・自立支援班)

継続 (①昭和 25 年度, ②昭和 33 年度, ③昭和 25 年度, ④平成 26 年度)

1 目 的

憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 生活保護費	県・市・福祉事務所を設置する町	要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの等として厚生労働大臣の定める基準より測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を給付する。	国 3/4 県・市・福祉事務所を設置する町 1/4
② 施設事務費	県・市・福祉事務所を設置する町	身体上及び精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を給付する。	国 3/4 県・市・福祉事務所を設置する町 1/4
③ 住所不定者分生活保護費	県	・ 住所不定者分生活保護費 福祉事務所を設置する市及び町における居住地がないか又は明らかでない被保護者の保護費の支弁を行う。	国 3/4 (直接補助) 県 1/4
	県	・ 行旅病人等 行旅病人の救護費用及び行旅死亡人の取扱費用の支弁を行う。	県 10/10
④ 就労自立給付金	県	生活保護受給者の就労による自立を促進するとともに、保護脱却直後の不安定な生活を支えるため、保護受給中の就労収入認定額の一部を保護脱却時に給付金として支給する。	国 3/4 県・市・福祉事務所を設置する町 1/4

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
① 生活保護費	5,938,273	5,938,273	6,102,728	97.3	
② 施設事務費	5,084	5,084	5,045	100.8	
③ 住所不定者分生活保護費	138,883	138,883	127,574	108.9	
④ 就労自立給付金	2,500	2,500	1,875	133.3	
計	6,084,740	6,084,740	6,237,222	97.6	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度(見込み)	平成26年度(見込み)	平成25年度(平均)
① 生活保護費	被保護世帯数 2,826世帯 被保護者数 3,692人 保護率 22.24%	被保護世帯数2,890世帯 被保護者数 3,810人 保護率 22.58%	被保護世帯数2,954世帯 被保護者数 3,932人 保護率 22.87%
② 施設事務費	延人員 36人	延人員 36人	延人員 36人
③ 住所不定者分生活保護費	延人員 2,610人	延人員 2,610人	延人員 2,610人
④ 就労自立給付金	自立世帯 20世帯	自立世帯 15世帯	—

(参考)

県全体の状況 (平成25年度分)

被保護世帯数 24,003世帯 (月平均値)

被保護者数 32,750人 (月平均値)

保護率 19.49% (月平均値)

生活保護費 52,645,280千円(中核市を含む)

5 その他参考事項

生活保護は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8つの種類がある。

事業名	生活保護適正実施推進事業
-----	--------------

(所管：社会福祉課 生活保護・自立支援班)

継続 (①平成 10 年度, ②～⑦昭和 61 年度, ⑧, ⑨昭和 25 年度, ⑩平成 9 年度,
⑪昭和 25 年度, ⑫, ⑬平成 22 年度, ⑭平成 21 年度, ⑮平成 26 年度)

1 目 的

生活保護の適正実施を図るため、要保護者等の実態調査や職員に対する研修の実施、嘱託医設置によるケースワーカーへの助言指導等を実施する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 被保護世帯調査費	県	地域振興局等における被保護者の実態把握と自立助長のための訪問調査を円滑に行う。	県10/10
② 扶養義務者実態調査及び扶養指導推進事業	県	扶養義務者の実態を調査するとともに、扶養義務の履行を指導し、もって被保護世帯の自立を助長する。	国3/4 県1/4
③ 資産の実態把握及び活用促進対策事業	県	被保護世帯の資産の保有状況を的確に把握し、これの効果的活用を図ることにより自立助長を推進する。	国3/4 県1/4
④ 関係機関連絡会議	県	暴力団員等の援助困難ケースに対する対応方法について研究協議し、もって生活保護法の適正な運営実施を推進する会議を開催する。	国3/4 県1/4
⑤ 精神障害者等退院促進事業	県	継続入院6ヶ月を経過した患者に対し、主治医を訪問して、患者及び家族の指導上必要な事項について意見を聞くとともに、退院可能な者の退院、地域移行等必要な措置を講じることにより自立の促進を図る。	国3/4 県1/4
⑥ 職員研修 (本庁関係)	県	地域振興局等の職員に対する研修会の実施や本庁職員の国主催の会議等への参加を通じ、職員の資質向上と生活保護の適正運営を図る。	国1/2 県1/2
⑦ 職員研修 (出先関係)	県	県又は厚生労働省が主催する研修会への出席や、福祉事務所が実施する各種研修会を通じ、職員の資質の向上と生活保護の適正運営を図る。	国1/2 県1/2

⑧ 扶助費審査事務費	県	<p>(1) 医療費の審査及び支払事務を基金に委託しており、その審査支払のための事務費を毎月支払う。</p> <p>(2) 本庁及び出先で行う診療報酬明細書の審査で特殊技術を持った賃金職員を雇用する。</p> <p>(3) 介護報酬の審査及び支払事務を国保連に委託しており、その審査支払のための事務費を毎月支払う。</p> <p>(4) 要介護認定審査事務及び訪問調査を広域組合等に委託しており、その認定審査事務費等を委託料として支払う。</p>	<p>県10/10 審査支払手数料, 要介護認定審査判定委託料 国3/4 県1/4 上記を除く</p>
⑨ 嘱託医設置費	県	<p>各地域振興局等に一般と精神の2名の嘱託医を設置し、医療要否意見書の審査、ケースワーカーへの助言指導と患者訪問を実施する。</p>	<p>本庁分 国1/2 県1/2 出先分 県10/10</p>
⑩ 事務処理効率化推進事業	県	<p>生活保護の効率化を目的に開発した生活保護システムの運用・維持管理を行う。</p>	<p>県10/10</p>
⑪ 指導監督等事業	県	<p>県・市福祉事務所等に対する「特別指導監査」や一般監査後の「確認監査」を行う。</p>	<p>国3/4 県1/4 国1/2 県1/2 (確認監査)</p>
⑫ 事務処理システム整備事業	県	<p>(1) 生活保護システムの仮想化統合基盤への移行を行う。</p> <p>(2) 社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修を行う。</p>	<p>国1/2 県1/2 国2/3 県1/3</p>
⑬ 住宅手当緊急特別措置事業	県・市町	<p>離職者で住宅を喪失している者等に対し、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p>	<p>国10/10</p>
⑭ 就労支援事業	県・市	<p>稼働能力のある被保護者に対し支援を行い、経済的自立を助長するため県・市の福祉事務所等に就労支援員を設置する。</p>	<p>国3/4 県1/4</p>

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
① 被保護世帯調査費	16,385	16,385	16,363	100.1	
② 扶養義務者実態調査及び 扶養指導推進事業	467	467	560	83.4	
③ 資産の実態把握及び活用 促進対策事業	1,097	1,097	1,097	100.0	
④ 関係機関連絡会議	927	927	2,059	45.0	
⑤ 精神障害者等退院促進事 業	789	789	1,126	70.1	
⑥ 職員研修（本庁関係）	2,052	2,052	2,249	91.2	
⑦ 職員研修（出先関係）	3,688	3,688	8,462	43.6	
⑧ 扶助費審査事務費	28,410	28,410	29,390	96.7	
⑨ 嘱託医設置費	8,386	8,386	8,386	100.0	
⑩ 事務処理効率化推進事業	6,989	6,989	6,998	99.9	
⑪ 指導監督等事業	692	692	857	80.7	
⑫ 事務処理システム整備事 業	11,510	11,510	8,554	134.6	
⑬ 住宅手当緊急特別措置事 業	14,861	14,861	46,458	32.0	
⑭ 就労支援事業	10,247	10,247	47,066	21.8	
⑮ 自立支援推進事業	0	0	15,504	皆減	
計	106,500	106,500	195,129	54.6	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 被保護世帯調査費	ケースワーカー等による被保護者の訪問調査を実施	ケースワーカー等による被保護者の訪問調査を実施	ケースワーカー等による被保護者の訪問調査を実施
② 扶養義務者実態調査及び扶養指導推進事業	扶養義務者の実態を把握するため調査を実施	扶養義務者の実態を把握するため調査を実施	扶養義務者の実態を把握するため調査を実施
③ 資産の実態把握及び活用促進対策事業	被保護者の資産保有の状況を把握するため関係先調査等を実施	被保護者の資産保有の状況を把握するため関係先調査等を実施	被保護者の資産保有の状況を把握するため関係先調査等を実施
④ 関係機関連絡会議	・ 暴力団等援助困難ケース対策会議	・ 暴力団等援助困難ケース対策会議	・ 暴力団等援助困難ケース対策会議
⑤ 精神障害者等退院促進事業	精神障害者等の社会的入院患者の退院，地域移行を推進	精神障害者等の社会的入院患者の退院，地域移行を推進	精神障害者等の社会的入院患者の退院，地域移行を推進
⑥ 職員研修(本庁関係)	・ 法律問題等研修 ・ 医療扶助事務担当者研修	・ 法律問題等研修 ・ 医療扶助事務担当者研修	・ 法律問題等研修 ・ 医療扶助事務担当者研修
⑦ 職員研修(出先関係)	・ 適正化モデル事務所実地研修 ・ 生活保護現業研修	・ 適正化モデル事務所実地研修 ・ 生活保護現業員修	・ 適正化モデル事務所実地研修 ・ 生活保護現業研修
⑧ 扶助費審査事務費	・ 医療費審査 230,990件(見込み) ・ 介護費審査 53,803件(見込み)	・ 医療費審査 236,484件(見込み) ・ 介護費審査 53,213件(見込み)	・ 医療費審査 231,539件 ・ 介護費審査 52,702件
⑨ 嘱託医設置費	・ 精神 11名 ・ 一般 11名	・ 精神 10名 ・ 一般 11名	・ 精神 11名 ・ 一般 11名
⑩ 事務処理効率化推進事業	生活保護システムの運用維持管理	生活保護システムの運用維持管理	生活保護システムの運用維持管理
⑪ 指導監督等事業	・ 確認監査 10 ・ 特別指導監査 2	・ 確認監査 11 ・ 特別指導監査 2	・ 確認監査 10 ・ 特別指導監査 2
⑫ 事務処理システム整備事業	・ 生活保護システムの仮想化統合基盤への移行 ・ 社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修	就労自立給付金創設に伴うシステム改修	—

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
⑬ 住宅手当緊急特別措置事業	離職者に住宅手当を支給等。20市町へは補助金として交付。	離職者に住宅手当を支給等。21市町へは補助金として交付。	離職者に住宅手当を支給等。17市町へは補助金として交付。
⑭ 就労支援事業	就労支援員の設置 県 4名 市 18名	就労支援員の設置 県 4名 市 18名	就労支援員の設置 県 4名 市 18名
⑮ 自立支援推進事業	—	生活保護受給者の自立を促進するため市町への補助を行う。 5市	—

事業名	地方改善施設等整備指導事業
-----	---------------

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続（昭和45年度）

1 目的

生活環境等の安定向上を図る必要がある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設（下水排水路、地区道路等）の整備に対し、指導監督を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地方改善施設等整備指導事業	県	県の指導監督に要する経費	国 1/2 県 1/2

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
地方改善施設等整備指導事業	千円 210	千円 210	千円 217	% 96.8	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度(予定)	平成 26 年度	平成 25 年度
地方改善施設等整備指導事業	整備箇所 下水排水路 7市町村 8箇所 地区道路 2市町 3箇所	整備箇所 下水排水路 2市 2箇所 地区道路 1町 1箇所	整備箇所 下水排水路 6市町村 9箇所 地区道路 2市町 2箇所

事業名	緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業
-----	--------------------

(所管：社会福祉課 生活保護・自立支援班)

継続(平成21年度)

1 目 的

住宅手当緊急特別措置事業（住宅支援給付事業）の拡充や生活保護受給者及び住宅手当（住宅支援給付）受給者の就労支援のための就労支援員の増員等の事業に取り組み、離職等により住宅を失った生活困窮者等の総合的な生活・就労の支援を図るため、「鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金」に積み増した所要額を運用する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	県	緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）により県に造成された基金の管理、運用、取り崩し等に係る事業。	特定 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	千円 1,096	千円 1,096	千円 1,268	% 86.4	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	平成 25 年 度
緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	・積立金（運用利息） 1,096千円	・積立金（運用利息） 1,268千円 ・償還金 7,219千円	・積立金（運用利息） 2,149千円

事業名	ホームレス実態全国調査事業
-----	---------------

(所管：社会福祉課 生活保護・自立支援班)

継続 (平成 22 年度)

1 目的

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成25年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号)に基づき実施される施策の効果を継続的に把握する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
ホームレス実態全国調査事業	市町村	都道府県が定めた調査日(期間)において、市町村内のホームレス数を調査し、都道府県を通じて国へ報告する。	国 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
ホームレス実態全国調査事業	千円 173	千円 173	千円 173	% 100.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
ホームレス実態全国調査事業	鹿児島市が委託による調査を実施予定	鹿児島市が委託による調査を実施 ホームレス数 鹿児島市 13人 鹿児島市以外の市町村 7人 県合計 20人	鹿児島市が委託による調査を実施 ホームレス数 鹿児島市 36人 鹿児島市以外の市町村 5人 県合計 41人

事業名	戦没者追悼事業
-----	---------

(所管：社会福祉課 調査援護係)

継続（昭和27年度）

1 目的

先の大戦（日華事変及び太平洋戦争）における戦没者は、軍人軍属のほか準軍属（動員学徒、被徴用者等）を含めると全国で約230万人、本県で約7万3千人と多数である。

戦後の復興、再建により、今日の平和と繁栄がもたらされたが、この陰には多くの尊い犠牲があったことを銘記し、戦没者に対し追悼の誠を捧げるとともに、遺族を慰藉し、併せて永世の平和を祈念するため、追悼慰霊の行事を実施し、参列遺族等に対する助成を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 沖縄戦没者追悼式	県	沖縄及び沖縄近海において戦没した本県出身者の御霊を弔うため、沖縄県摩文仁の丘の「安らかに」碑前において県主催の追悼式を行う。	県 10/10
② 太平洋戦争戦没無名戦士追悼式	県	太平洋戦争における本県出身と思われる無名戦没者の御霊を弔うため、鹿児島市にある「太平洋戦争戦士之墓」前において県主催の追悼式を行う。	県 10/10
③ 県戦没者追悼式	県	戊辰戦争から太平洋戦争までの本県出身戦没者及び一般戦災者の御霊を弔うため、県総合体育センター体育館で県主催の追悼式を行う。	県 10/10
④ 全国戦没者追悼式	県	毎年8月15日に日本武道館で行われる全国戦没者追悼式に参列する遺族代表に旅費助成を行う。	県 10/10
⑤ 戦没者慰霊祭等事務	県	市町村等主催の慰霊祭、追悼式に県として弔慰を表すために、供花、祭電等を行う。	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 沖縄戦没者追悼式	千円 1,135	千円 1,135	千円 1,102	% 103.0	
② 太平洋戦争戦没無名戦士追悼式	116	116	116	100.0	
③ 県戦没者追悼式	2,791	2,791	1,508	185.1	
④ 全国戦没者追悼式	603	603	595	101.3	
⑤ 戦没者慰霊祭等事務	136	136	136	100.0	
計	4,781	4,781	3,457	138.3	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度(見込み)	平成 26 年 度	平成 25 年 度
① 沖縄戦没者追悼式	参列者数 30人	参列者数 30人	参列者数 21人
② 太平洋戦争戦没無名戦士追悼式	参列者数 15人	参列者数 12人	参列者数 10人
③ 県戦没者追悼式	参列者数 1,500人	参列者数 1,095人	参列者数 1,284人
④ 全国戦没者追悼式	参列者数 66人	参列者数 65人	参列者数 60人
⑤ 戦没者慰霊祭等事務	追悼のことば 1件 供花 8件, 祭電 13件 献花 1件	追悼のことば 1件 供花 8件, 祭電 13件 献花 1件	追悼のことば 1件 供花 8件, 祭電 13件 献花 1件

事業名	軍歴関係事業
-----	--------

(所管：社会福祉課 恩給係)

継続（昭和60年度）

1 目 的

本県は、終戦当時連隊区司令部において、軍人の履歴書である兵籍・戦時名簿等の多くを焼失し、また、戦災を受けた市町村が多く軍歴に係る公的資料・個人資料が乏しいため、専門の非常勤職員（援護業務相談員）を配置することにより、軍人恩給受給等に係る究明困難な事案の早期解決と相談業務の円滑化を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
軍歴関係事業	県	1 旧軍人等の履歴究明調査 2 旧軍人等に係る移動援護相談	県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
軍歴関係事業	千円 2,252	千円 2,252	千円 2,112	% 106.6	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
軍歴関係事業	履歴調査 移動援護相談 県内9箇所	履歴調査 89件 移動援護相談 35件 県内9箇所 (平成27年1月末現在)	履歴調査 116件 移動援護相談 69件 県内9箇所

事業名	旧軍関係恩給進達事業
-----	------------

(所管：社会福祉課 恩給係)

継続（恩給進達事務(昭和28年)）

1 目的

旧軍人、軍属等に係る各種恩給請求手続の指導及び進達等を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 恩給進達事務	県	旧軍人軍属の各種恩給請求手続きの指導、履歴の究明、進達等を行う。	国 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 恩給進達事務	千円 629	千円 629	千円 612	% 102.8	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
① 恩給進達事務		進達件数	進達件数
普通恩給（扶助料）	恩給関係進達	1 件	3 件
加算改定（普恩、普扶）	〃	0 件	1 件
一時恩給（扶助料）	〃	4 件	4 件
一時金（遺族）	〃	0 件	2 件
公務（特例）扶助料	〃	0 件	0 件
公務扶助料加算改定	〃	0 件	0 件
傷病恩給	〃	2 件	0 件
軍歴証明	軍歴証明の交付	89 件	116 件
		(平成27年1月末現在)	

5 その他参考事項

(1) 平成26年度の恩給等の最低保障額	(平成26年4月1日現在)
ア 普通恩給	
長期在職者	1,132,700円
短期在職者	
実在職年9年以上	849,500円
実在職年6年以上9年未満	679,600円
実在職年6年未満	568,400円
イ 普通扶助料	
長期在職者	792,000円
短期在職者	
実在職年9年以上	594,000円
実在職年6年以上9年未満	475,200円
実在職年6年未満	404,800円
ウ 公務扶助料	1,814,000円
エ 特例扶助料	1,420,700円

事業名	旧軍人軍属遺族等援護事業
-----	--------------

(所管：社会福祉課 調査援護係)

継続（昭和27年度）

1 目 的

旧軍人軍属等の公務上の死亡及び疾病に関し、国家補償及び人道的精神に基づき、障害年金、遺族年金等及び特別弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者の父母等に対する特別給付金を支給して戦没者の遺族等を援護する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 遺族援護事務	県	援護法に基づく各請求書の受付、調査、進達、 遺族相談員業務 県遺族連合会に対する補助	国 10/10 県 10/10
② 特別弔慰金事務	県	戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法に基づき請求書の受付、裁定	国 10/10 県 10/10
③ 戦没妻特別給付金事務	県	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく請求書の受付、裁定	国 10/10
④ 戦没父母特別給付金事務	県	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に基づく請求書の受付、裁定	国 10/10
⑤ 叙位叙勲事務	県	叙勲該当者の調査、遺族追跡調査、勲章等の伝達	国 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 遺族援護事務	千円 3,020	千円 3,020	千円 3,002	% 100.6	
② 特別弔慰金事務	18,123	18,123	5,288	342.7	
③ 戦没妻特別給付金事務	877	877	877	100.0	
④ 戦没父母特別給付金事務	344	344	345	99.7	
⑤ 叙位叙勲事務	47	47	47	100.0	
計	22,411	22,411	9,559	234.4	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成26年度(見込み)	平成 25 年 度
① 遺族援護事務	遺族年金等請求書等の 進達 遺族年金 遺族給与金 弔慰金 障害年金 遺族年金額改定 遺族一時金	遺族年金等請求書等の 進達状況 遺族年金 1件 遺族給与金 0件 弔慰金 2件 障害年金 0件 遺族年金額改定 1件 遺族一時金 0件	遺族年金等請求書等の 進達状況 遺族年金 1件 遺族給与金 0件 弔慰金 2件 障害年金 0件 遺族年金額改定 1件 遺族一時金 0件
② 特別弔慰金事務	特別弔慰金請求書の 受付, 裁定	処理件数 0件	処理件数 0件
③ 戦没妻特別給付金事務	戦没妻特別給付金請求 書の受付, 裁定	処理件数 300件	処理件数 1,354件
④ 戦没父母特別給付金事 務	戦没父母特別給付金請 求書の受付, 裁定	処理件数 0件	処理件数 0件
⑤ 叙位叙勲事務	叙勲該当者の調査	処理件数 0件	処理件数 0件

5 その他参考事項

(1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

国が戦没者等の遺族に対して改めて弔慰の意を表すため、戦没者の遺族であって、同一の戦没者に関し遺族年金、公務扶助料等の支給を受ける者がなくなった場合に、特別弔慰金を支給する。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金

先の大戦における戦没者の妻が、終戦に伴い特別の事情のもとに置かれたことを配慮し特別の慰藉を行うため、基準日において公務扶助料等の受給権を有する妻に対し特別給付金を支給する。

(3) 戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦における戦没者の死亡によりすべての子を失い、そのため子孫が絶えたことによる精神的痛苦を慰藉するため、基準日において公務扶助料等の受給権を有する父母等に対し特別給付金を支給する。

事業名	戦傷病者特別援護事業
-----	------------

(所管：社会福祉課 調査援護係)

継続（昭和38年度）

1 目 的

旧軍人軍属等の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき療養給付、補装具支給等の援護を行う。
また、戦傷病者の妻が、戦後久しきにわたり戦傷病者の日常生活の介助、看護、家庭の維持等のために払ってきた特別な精神的痛苦を慰藉する目的で特別給付金を支給する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 戦傷病者援護事務	県	療養給付、補装具支給、JR券引換証交付、戦傷病者手帳交付、戦傷病者相談員業務	国 10/10
② 戦傷病者等の妻援護事務	県	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく請求書の受付、裁定	国 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 戦傷病者援護事務	千円 855	千円 855	千円 1,874	% 45.6	
② 戦傷病者等の妻援護事務	千円 713	千円 713	千円 714	% 99.9	
計	千円 1,568	千円 1,568	千円 2,588	% 60.6	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成26年度（見込み）	平成 25 年 度
① 戦傷病者援護事務	戦傷病者手帳の交付 療養給付(入院、通院) 補装具の交付、修理 葬祭費の支給 JR乗車券引換証の交付	戦傷病者手帳 交付 0件、返還 43件 療養給付 入院 1人、通院 2人 補装具 交付 2件、修理 0件 葬祭費の支給 1件 JR乗車券引換証 81件	戦傷病者手帳 交付 0件、返還 42件 療養給付 入院 2人、通院 8人 補装具 交付 4件、修理 5件 葬祭費の支給 0件 JR乗車券引換証 113件
② 戦傷病者等の妻援護事務	戦傷病者等の妻給付金請求書の受付、裁定	処理件数 33件	処理件数 15件

事業名	中国帰国者等援護事業
-----	------------

(所管：社会福祉課 調査援護係)

継続（昭和28年度）

1 目 的

いまだに本邦に帰還していない旧軍人軍属及び一般邦人の長期生死不明者の戸籍処理（戦時死亡宣告等）を留守家族の意向を確認した上で行う。

また、中国帰国者等に対しては、一日も早く日本の社会生活に順応できるよう各種援護施策による支援を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 未帰還者等調査事務	県	未帰還者の戦時死亡宣告事務等	国 10/10
② 引揚者定住化援護事務	県	中国帰国者等に対する身元引受人のあっせん、支援・相談員の派遣、スクーリング事業 見舞金の支給	国 10/10 県 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		27年度当初	26年度当初	対前年比	
① 未帰還者等調査事務	千円 125	千円 125	千円 126	% 99.2	
② 引揚者定住化援護事務	4,172	4,172	4,543	91.8	
計	4,297	4,297	4,669	92.0	

4 27年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成 27 年 度	平成26年度（見込み）	平成 25 年 度
① 未帰還者等調査事務	未帰還者の留守家族調査	未帰還者の留守家族調査 3件	未帰還者の留守家族調査 0件
	戦時死亡宣告申立，確定	戦時死亡宣告申立 0件 戦時死亡宣告確定 0件	戦時死亡宣告申立 0件 戦時死亡宣告確定 0件
	遺骨帰還	遺骨伝達 0件	遺骨伝達 0件
② 引揚者定住化援護事務	永住帰国者に係る身元引受	永住帰国者に係る身元引受 0	永住帰国者に係る身元引受 0
	スクーリング事業	スクーリング事業 6名，35回	スクーリング事業 6名，43回
	支援給付事務監査	支援給付事務監査 実地監査 3 書面監査 6	支援給付事務監査 実地監査 3 書面監査 6
	見舞金の支給	見舞金の支給 一時帰国 本1名，副1名	見舞金の支給 一時帰国 本0名，副0名
	支援・相談員配置	支援・相談員配置 2名	支援・相談員配置 2名
	窓口相談	窓口相談 150件	窓口相談 138件

5 その他参考事項

(1) 未帰還者の調査究明，消息調査

死亡事実判明時の死亡認定，死亡公報及び留守家族等に葬祭料等を支給する。

(2) 中国帰国者等に対する援護

中国帰国者等に対しては，平成 6 年に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が施行され，中国残留邦人等の自立・支援のための各種施策を実施してきたが，老後の生活の安定，地域でのいきいきとした暮らしを実現するため，法律の一部が改正され，平成 20 年 4 月 1 日から「老齢基礎年金の満額支給」，「生活支援給付」，「地域社会における生活支援等」の支援策を実施している。

[援護の内容]

帰国旅費の支給，自立支度金の支給，中国帰国者定着促進センターへの入所（帰国後 6 ヶ月間），身元引受人のあっせん（定着後 3 年間），支援給付の実施，支援・相談員の県・市福祉事務所への配置，中国帰国者定着促進センターによる日本語遠隔学習に伴うスクリーニングの計画，講師派遣等

